

第72回全国学校給食研究協議大会北海道実行委員会会則

(名称)

第1条 この会は、第72回全国学校給食研究協議大会北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第72回全国学校給食研究協議大会（以下「大会」という。）を開催するために、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 大会の開催に必要な総合的な計画に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会の委員は、別表に掲げる所属・職名にある者により構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 監事 2名

2 委員長は、北海道教育委員会教育長をもって充てる。

3 副委員長は委員の中から委員長が指名する。

4 監事は委員長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき及び委員長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(任期)

第7条 委員の任期は、実行委員会が解散するときまでとする。

(会議)

第8条 実行委員会は、委員長、副委員長及び委員により構成する会議によって運営する。

2 実行委員会の会議は、委員長が招集する。

3 会議は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 実行委員会の会則に関する事項
- (4) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

- 4 会議の議長は、委員長が務める。
- 5 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
ただし、代理者を定めたとき又は委任状により意思を表示した者は出席者とみなす。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 会議の議事は、出席委員の過半数の賛成で決定し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 8 第5項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、委員長は、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴することができる。この場合において、全ての委員の過半数が当該事項に同意したときは、当該同意をもって会議の議決があったものとみなす。
 - (1) 緊急を要する場合であって、会議を招集する時間的余裕がないと認められるとき。
 - (2) 災害の発生、感染症のまん延等により会議を招集することが困難と認められるとき。

(運営委員会)

第9条 実行委員会に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、委員長が委嘱した運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員会の委員長（以下「運営委員長」という。）は、北海道教育庁学校教育局健康・体育課長をもって充てる。
- 4 運営委員長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 運営委員会の副委員長（以下「運営副委員長」という。）は、運営委員の中から運営委員長が指名する。
- 6 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるとき又は運営委員長が欠けたとき及び運営委員長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。
- 7 運営委員会は、大会の開催に係る具体的事項について審議し、決定する。
- 8 運営委員会に、大会の開催に係る必要な業務遂行のため、総務部会、広告・企業ブース部会、展示・弁当部会、運営部会の4部会を置く。
- 9 前項の部会は、運営委員のほか、必要に応じ、委員長が委嘱した係員を持って構成する。
- 10 第7条及び第8条第4項から第8項の規定は、運営委員会について準用する。

(専決)

第10条 委員長は、緊急を要する事項について、専決をすることができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決をしたときは、これを次の会議において報告しなければならない。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を北海道教育庁学校教育局健康・体育課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(会計)

第12条 実行委員会の業務遂行に必要な経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 負担金
- (2) 補助金
- (3) 参加費
- (4) その他の収入

2 実行委員会の会計は、実行委員会の成立の日から始まり、実行委員会の解散をもって終了する。

(実行委員会の解散及び決算)

第13条 委員長は、決算を審議する会議において、事業報告書及び決算見込資料を監査意見を添えて提出しなければならない。

2 委員長は、前項の会議の終了後、速やかに出納その他の事務を終了させ、決算書を委員に送付しなければならない。

3 実行委員会は、前2項の事務の終了をもって解散する。

4 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、会議の議決を経て処分する。

(剰余金及び欠損金の処理)

第14条 前条に規定する収支決算において剰余金及び欠損金が発生する見込みとなった場合には、実行委員会の決定によりこれを処理しなければならない。

(事故の処理)

第15条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得てこれを処理しなければならない。

(解散後における事務の処理)

第16条 実行委員会の解散の後、大会に関する問い合わせその他の事務については、北海道教育庁学校教育局健康・体育課において処理する。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は、令和3年4月23日から施行する。

別表（第4条関係）

第72回全国学校給食研究協議大会北海道実行委員会名簿

所属・職名	氏名	備考
北海道教育委員会教育長	倉本博史	委員長
札幌市教育委員会教育長	檜田英樹	副委員長
北海道学校給食研究協議会会長	高森裕司	副委員長
公益財団法人北海道学校給食会理事長	千葉俊文	副委員長
北海道小学校長会会長	吉田信興	委員
北海道中学校長会会長	三浦利章	委員
北海道特別支援学校長会会長	友善学	委員
北海道PTA連合会会長	菊川哲平	委員
北海道学校栄養士協議会会長	小野寺由希恵	委員
北海道教育庁学校教育局指導担当局長	中澤美明	委員
札幌市教育委員会学校施設担当部長	松原和幸	委員
北海道教育庁総務政策局総務課長	齊藤順二	監事
公益財団法人北海道学校給食会常務理事	花田誠	監事